

第4節 保育所・学童保育施設等

(1) 保育所等

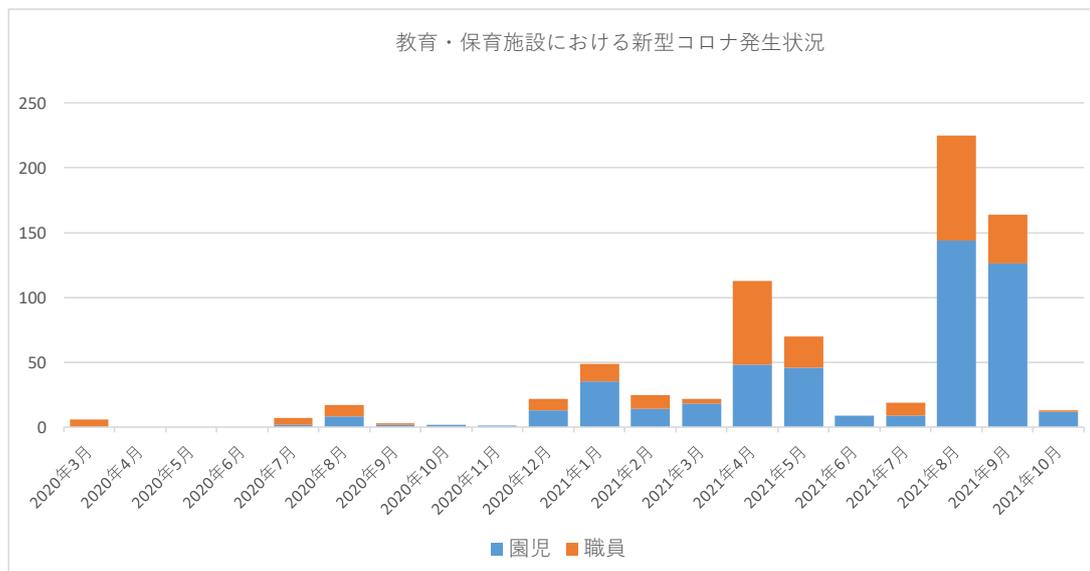
(施設内で陽性者が発生した際の対応)

施設での発生状況をいち早く把握し対応するため、休日・夜間を含めた当番体制を職員間で構築し、施設で園児及び職員が陽性であることが判明した場合にこども家庭局への報告を依頼するとともに、報告を受けた際には、その後の対応について指示・助言を行った。第5波のピーク時には、1日に数十件に及ぶ報告・相談の連絡が施設からあった。報告の際、施設内の発生状況を保護者に伝達する文面やタイミング、また今後の運営について、多くの相談を受けた。

感染拡大を受け保健センターが積極的疫学調査の重点化を図った間(令和3年4月23日～6月30日、8月5日～10月11日)は、こども家庭局にてPCR検査の受付を行った。具体的には、施設で園児及び職員の陽性が確認され、当該陽性者が感染可能期間に他の園児と接触した可能性がある場合には、原則として同一クラスの全園児を対象にPCR検査を実施するとともに、検査対象者には、検査結果にかかわらず、原則、当該陽性者との最終接触日の翌日から14日間の自宅待機を要請した。

保健センターが積極的疫学調査を再開した間(令和3年7月1日～8月4日)は、濃厚接触者には指定されなかったが感染可能期間中に陽性者と接触した可能性のある同一クラスの園児を対象に、こども家庭局にてPCR検査(=積極的検査)の受付を行った。

施設及び保護者からは「もっと早くPCR検査を受けることができないのか。」「検査で陰性になったのに、なぜ登園自粛しないといけないのか。」「陽性者が複数発生しているのに、なぜ休園しないのか。」等の意見が寄せられた。



年月	2020年3月	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	2020年12月	2021年1月	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月
園児	0	0	0	0	2	8	2	2	1	13	35	14	18	48	46	9	9	144	126	12
職員	6	0	0	0	5	9	1	0	0	9	14	11	4	65	24	0	10	81	38	1
合計	6	0	0	0	7	17	3	2	1	22	49	25	22	113	70	9	19	225	164	13

※対象施設：保育所・認定こども園・私立幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設

※令和2年度陽性者発生施設 73施設（うちクラスター：7施設）

令和3年度陽性者発生施設 263施設（うちクラスター：14施設）

（緊急事態宣言を受けての対応）

令和3年1月7日に発令された2回目の緊急事態宣言は、「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであり、保育所については、「感染防止策を徹底しつつ、原則開所」する旨、厚生労働省より方針が示された。

これを受け、兵庫県が新たに緊急事態措置を実施すべき区域に追加された1月13日に、神戸市から施設へ今後の運営方針として、「感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する」旨を通知した。

1回目の緊急事態宣言時に実施した特別保育（令和2年4月14日～5月30日）とは異なる取扱いとなったが、施設及び保護者の方からの問い合わせはほとんどなかった。

3回目（令和3年4月27日～6月20日）及び4回目（令和3年8月20日～9月30日）の緊急事態宣言発令時には、上記運営方針に加えて、保護者に対し可能な範囲での家庭保育への協力を要請し、要請を受け家庭保育を実施した場合には休んだ日数分の保育料を減額した。保護者からは「意に反して、施設から登園自粛を強く求められた」、また施設からは「家庭保育が保護者の判断に委ねられているので、登園数が減らない。」等の意見が寄せられた。

（施設職員へのワクチン接種）

マスクなどの感染防護対策が難しい未就学児と日々接する施設の職員を対象に、ワクチンの優先予約期間（令和3年6月30日～7月2日、8月10日～（ノエビアスタジアムは7月30日～））を設け、希望者には早期の接種を呼びかけ、施設内での感染拡大防止を図った。

また、集団接種会場で発生する余剰ワクチンについて、接種を希望する施設を募り、順次接種を行った（1回目：令和3年5月29日～6月23日、2回目：1回目接種から3週間後以降の直近日曜日）ほか、大規模接種会場や職域接種会場で予約枠に空きが見込まれる際に、教育・保育施設職員に接種を実施した。

ノエビアスタジアム	【1回目】6月13日、	【2回目】7月4日
神戸市看護大学	【1回目】6月24・25日、	【2回目】1回目接種から4週間後

（感染防止対策の周知）

1回目の緊急事態宣言解除を受けて、令和2年6月29日、今後の感染拡大に備えた準備等を周知するため、全ての教育・保育施設等を対象に、こくさいホールにて説明会を実施した。

開催にあたっては、参加者の事前登録（氏名・緊急連絡先等）、来場時間の分散、入場時の検温、座席の間隔をあける、換気のために扉を開放、規制退場等の感染防止対策を徹底した。

説明会では、感染予防のための一般的な注意事項を示した上で、各施設における感染防止対策の検討を呼びかけたほか、衛生用品の確保、家庭保育を実施している保護者・園児へのフォロー、実費徴収部分の取り扱いを保護者に周知、保護者との連絡手段の確保、代替保育実施の検討、保護者との連絡手段の確保等、感染警戒期において準備しておくべき備えとして一次検証結果報告書に掲げた事項の周知を行った。

説明会終了後も今日に至るまで、市内感染状況や国・県の通知の発出等に合わせ、感染防止における留意事項等を随時電子メールにて周知してきた。

(感染拡大防止に向けた支援)

衛生用品等消耗品・備品の購入や、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業に要する経費を補助するため、新型コロナウイルス感染症対策事業補助制度を創設し、国の補正予算にあわせて、市においても予算を確保し、令和2年度には、約600施設に対して約8億円の補助を行った。令和3年度についても引き続き支援することとした。

また、国から市に対して配布されたマスクやゴム手袋を希望する施設に対して配布したほか、抗原簡易キット配布の受付等を行った。

(2) 学童保育施設

(緊急事態宣言の解除と通常保育への移行)

令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、5月31日をもって、4月14日以降実施してきた特別保育を終了した。特別保育終了後、段階的に通常保育に移行していくこととし、6月1日から6月14日の間は、可能な限り家庭保育を行っていただくよう保護者に協力を要請した。

一方で、6月1日から6月12日の間は、市立学校園が分散登校（クラス別の隔日登校）による再開となったことを受け、学童保育は午前中から開所する臨時特別対応を継続した。この間の教育委員会との役割分担については、低学年児童は午前中から学童保育で受け入れ、高学年児童は、まずは学校で受け入れ、放課後以降は学童保育を利用する役割分担を継続することで密集性の回避を図った。

緊急事態宣言下において、学童保育の利用率は15%前後で推移していたが、6月1日から14日の分散登校期間は40%前後まで上昇し、6月15日の通常保育への移行後は60%弱となり、徐々に通常時の利用状態へ戻っていった。

(感染拡大防止のための取組み)

緊急事態宣言解除後の利用者数の増加に伴う感染リスクの拡大やクラスターの発生を防ぐため、各施設においては、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取組みを徹底したうえで運営を継続した。市においては、マスクや消毒液等の備品購入、保護者との緊急時の連絡を円滑に図るためのICTシステムの導入など、各施設における感染拡大防止対策のために必要な支援を実施した。

また、学童保育施設における3密を避けるため、教育委員会と連携し、学校の多目的室や運動場等の一時利用を継続するとともに、感染リスクを懸念して利用を控える保護者等のために、休会の年間上限回数（通常2か月）を緩和する特例措置を設けるなど、学童保育利用児童の安全確保のための取組を実施した。

(感染者発生時の対応)

各施設において感染拡大防止のための取組を徹底した効果もあり、第2波の期間に入って以降も学童保育施設における感染者の発生は見られなかったが、令和2年8月10日、本市の学童保育施設において初めての感染者が確認された。

事前に決定していた方針に基づき、施設の臨時閉所等の対応を実施したが、感染疑いのある児童に対するPCR検査の実施等に関する利用者への情報提供に関し、保健所との情報共有のタイミングや利用者への周知事項について混乱が生じるなどの課題が発生した。

その後、感染者発生時において施設運営者や子ども家庭局が実施すべき事項を整理し、リスト化したことにより、感染者が発生した際に大きな混乱が生じることなく対応することができた。

(2回目の緊急事態宣言以降の取り組み)

令和3年1月14日、第3波による全国的な新規感染者の増加を受け、兵庫県にも第2回目となる緊急事態宣言が発令された。これを受けた対応として、厚生労働省より「感染防止策を徹底しつつ、原則開所」という方針が示され、保育所と同様に、今後の運営方針として「感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する」旨、指定管理者及び各施設に対し通知した。

前回の緊急事態宣言時に実施した特別保育とは異なる取扱いとなったが、そのことについて利用者からの問い合わせ等はなく、大きな混乱が生じることはなかった。

その後、第3回目（4月25日～6月20日）及び第4回目（8月20日～9月30日）の緊急事態宣言が兵庫県に発令された際においても、上記方針を踏襲し、原則開所のうえ運営を継続した。

(積極的疫学調査の重点化)

令和3年4月23日、新規感染者の急増による保健所業務のひっ迫により、市内全保健センターにおいて積極的疫学調査の重点化（対象の絞り込み）を行うことが発表され、当面の間、保健センターによる施設への聞き取り調査が実施されないこととなった。

これに伴い、感染者が発生した場合、各施設の判断で感染リスクのある者を特定し、感染拡大やクラスターの発生を防止する必要が生じたため、保健所と協議のうえ、感染可能期間に感染者と同じ部屋でおやつを食べていた児童を対象として積極的PCR検査を実施する方針を決定し各施設へ通知した。

(ワクチンの優先接種)

令和3年6月以降、新型コロナワクチン接種券の全市民への発送が順次開始される

なか、学童保育施設に勤務する職員に優先接種を求める声が相次いで寄せられた。

これを受け、6月24日、児童館・学童保育施設等の職員について、一般の方に優先して7月5日より予約受付を開始することを決定し各施設へ通知したが、ファイザー社製ワクチンの国からの供給量が本市の希望量を大幅に下回ることが判明し、予約数に応じた接種を円滑に実施することが極めて困難な状況となったため、7月2日、優先予約の受付を一旦停止する旨各施設へ通知した。

その後、国からのワクチン配分通知があったことを受け、優先予約対象者について新規予約受付を再開することが決定され、児童館・学童保育施設等の職員についても、8月10日より優先予約受付を開始することとなったが、子ども達と接する時間が長くなる夏休みまでにワクチン接種ができないことに対する不安の声が多く寄せられた。

(クラスターの発生)

令和3年8月に入り、全国的に若年層の新規感染者が急増するなか、学童保育施設においても新規感染者の発生が相次ぎ、8月下旬から9月上旬にかけて、学童保育施設で初めてとなるクラスターが2か所で確認された。

結果的に8月中の学童保育施設における新規感染者は60名を超え、これまでに類を見ない状況となったが、保健所と連携のうえ積極的PCR検査を最大限活用するとともに、感染経路の遮断と体調不良者について出勤・当所させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底した結果、大きな混乱を招くことなく運営を継続することができた。

(教育委員会との連携)

学童保育を利用している児童は小学校に在籍しているため、感染者発生時等の対応については、教育委員会との情報共有や連携が極めて重要となるが、令和2年4月に第1回目の緊急事態宣言が発令された際は十分な協議の時間が取れず、情報共有等に課題が残った。

これを踏まえ、緊急事態宣言解除後以降、保護者あての通知を発出する際には、教育委員会及び学校から発信される内容と齟齬がないよう事前調整を図るなど、教育委員会関係課との連携強化を図った。

また、令和3年度当初には、教育委員会関係課と協議の場を設け、感染者が発生した場合の情報共有の方法や、学校及び学童保育施設の想定すべき対応方針等について認識を共有した。

しかしながら、令和3年8月の夏季授業日の取りやめが決定された際は、突然の方針変更だったこともあり施設側の混乱を招いた。学童保育施設においては、急な対応が必要となった場合の職員体制の確保が難しいため、できる限り迅速な方針決定と情報伝達を図る必要がある。

(3) 療育センター

令和2年5月末の緊急事態宣言解除後、診療所については、6月1日より、感染予防対策を講じたうえで、通常業務を再開した。児童発達支援センターについては、緊急事態宣言解除後、登園率の急激な上昇を防ぐため、知的・発達クラスの分散登園を2週間継続した。6月15日より、感染予防対策を講じたうえで、通常療育を再開した。その後、2回目、3回目の緊急事態宣言期間を含め、感染症対策を徹底した上で、診療所・児童発達支援センターとも通常療育を継続している。

診療所の感染予防対策として、来所者の検温・体調確認、消毒・換気の徹底、密を避けるための会計時間の分散等を継続している。

児童発達支援センターについては、感染予防対策を講じても、なお感染リスクが高い行事については、中止や延期、内容を変更する等の対応を行った。具体的には、保護者の参加等の多人数が集まる行事は中止や延期とし、運動会や遠足、式典関係等は規模の縮小や分散での実施、地域の幼稚園との交流行事については中止や延期するなどの対応を行った。また、通園バスの過密対策として、乗降ターミナルの順番や座席配置の変更をした。さらに、児童発達支援センターから保護者への連絡手段として、一斉配信メールを導入した。

療育センター全体として、空気清浄機等の衛生資器材の設置、及び、アルコール消毒液やマスク等の消耗衛生用品の2か月分以上の備蓄を行っている。

今後の課題として、非対面での面談や家庭でできる療育内容の動画配信を行うため、療育センター内のオンライン環境の整備があげられる。

(4) 保護者の感染時の児童の緊急一時保護

(施設の設置)

市内宿泊施設を活用した緊急一時保護所については、当初、5月1日より6月30日までの間での計画とし、運用してきた。

日勤の保育士・看護師はローテーションどおり勤務を行うため、児童の受け入れがなくとも、入所児童があった場合を想定し、様々な年齢や児童の状況をシュミレーションし、実際の入所に備えた。夜勤については、入所児童がない場合は、自宅待機とした。

2か月が経過し、引き続き、緊急一時保護の運営を継続することになり、宿泊施設に替わる新たな施設として、市内にある福祉施設で継続することとした。

施設職員と施設関係者、施設利用者とその保護者に対して説明を行い、理解をいただいた上で、当該福祉施設での運営を7月1日から開始した。受入れにあたっては、施設の制約などから最大3家族までの受け入れとした。

令和3年4月からは、当該施設の通常業務の運営上、緊急一時保護所としての運営が困難となり、市内の療養施設に機能を移転することとした。

基本的な運営体制は変更せず、受け入れ家族数も最大原則3家族とするものの状況に応じて、これを超えても1～2家族を受け入れ可能な体制整備を行った。

緊急一時保護所（設置施設）の変遷

時期	設置施設
令和2年5月～6月	市内宿泊施設
令和2年7月～令和3年3月	市内福祉施設
令和3年4月～	市内療養施設

（運営体制の確保）

運営スタッフについては、運営の責任者として、市職員（課長級または係長級）を1名配置した。

宿泊施設での運営では、市立保育所に勤務する保育士と人材派遣の看護師で配置を行ってきたが、本市の特別保育が終了し、保育士が本来の保育所勤務に戻ることもあった。そこで、人材派遣の保育士での対応を行うべく、保育士を専門に扱っている派遣会社に依頼を行ったが、依頼を行った5社すべてが辞退した。派遣会社によると、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防に関して、応礼会社が自社の保育士スタッフに対して理解が得られる説明ができなかったとのことであった。

このため、宿泊施設での運営から当初配置していた人材派遣の看護師に看護業務と保育業務のスタッフとして配置することとした。保育業務に関しての看護師については、派遣会社と相談し、小児病棟の勤務経験のある看護師を優先的に配置してもらうこととした。

夜勤は入所児童がない場合は、自宅待機とし、日勤勤務は常時勤務としたが、予算に限りがあることから、経費削減のため、8月25日より日勤に関しても、入所児童がない場合は自宅待機とした。

さらに、令和2年11月より、人材派遣の看護師については、①健康局保健所保健課（本庁）で勤務する看護師、②福祉局が所管する高齢者・障害者の濃厚接触者の支援施設の看護師、③こども家庭局の児童の緊急一時保護所の看護師については、契約形態を一本化し、効率的な人員配置することで、経費の抑制に努めた。

この結果、こども家庭局・福祉局とも入所者（児）がいない場合は、健康局保健所保健課に勤務し、入所者（児）が発生した場合はそれぞれ、こども家庭局・福祉局の施設への勤務とした。この体制変更とともに、入所者（児）が一時的に多くなった場合は、派遣先よりスポット的に増員をする仕組みも整えた。

令和3年4月以降も同様の人員体制で業務の継続を行っている。

（児童の受入）

令和2年5月1日からの児童受入開始以来、令和3年3月31日までに18家族、29人の児童の受け入れを行ってきた。（受入児童の年齢：2歳から17歳）

令和3年4月1日から令和3年9月30日までは、19家族32人の受け入れを行った。

課題としては、1歳までの乳児の受け入れの場合は、児童の安全確保のため24時間

支援を行う必要があることから、看護師が付きっきりとなり、看護師の体制を手厚くする必要があること、また、複数の家庭の入所が突然発生した場合、看護師の手配や、児童の移送を担当する監督者（運転手）等の対応が困難な場合があった。

これまでの実績により、緊急一時保護の運営に関する感染症対策や食事の提供や体調不調への対応などのノウハウの蓄積は一定できたと考えている。

新型コロナウイルス感染症に対する感染対策に変更がない限り、この児童の緊急一時保護の制度は継続する必要があると考えている。市内で子育て家庭にとってのセーフティネットとして、今後も緊急一時保護所の運営を確実に行っていきたい。